



Real value in a changing world

ジョーンズ ラング ラサール

ベンダー行動規範

**Jones Lang LaSalle and
LaSalle Investment Management
Vendor Code of Conduct**

ジョーンズ ラング ラサール ベンダー行動規範

ジョーンズ ラング ラサール インコーポレーテッド（ラサール インベストメント マネジメント及び他の子会社を含み、以下「ジョーンズ ラング ラサール」又は「当社」という）の従業員が、常に誠実に、かつ、当社のグローバルな企業活動に関連する法令規則を遵守して行動することは、とても重要です。そのため、ジョーンズ ラング ラサールは、企業活動及び法令遵守のための種々の行動基準を企業倫理規範としてまとめ、当社の全ての従業員及び役職員がこれを遵守するものとしています。企業倫理規範は、私たちの価値観の延長であり、倫理的な企業活動および法令遵守に対する私たちの取り組みを反映するものです。

ジョーンズ ラング ラサールは、ベンダーにも、私たちの誠実さに対する取り組みが共有され、尊重されることを期待しています。ベンダーとは、ジョーンズ ラング ラサールに対して又は間接的にその顧客に対して、製品又はサービスを提供する企業又は個人を指します。ベンダーは独立した当事者ではありますが、ベンダーの企業活動及び行動は当社、また当社の最も大切な資産である当社の名声及び当社のブランドに対して重要な影響を与える可能性があります。このため、ジョーンズ ラング ラサールは、全てのベンダー及びその従業員、代理人及び下請会社（「代表者」）に対して、当社と共に、又は当社のために活動する場合には、当社の企業倫理規範を遵守することを期待しています。全てのベンダーは、その代表者が規範を理解し、これを遵守するように必要な教育訓練しなければなりません。

当該時点において有効な企業倫理規範は、当社のウェブサイト

www.joneslanglasalle.com）において公表されており、ベンダー及びその代表者の活動状況に応じて合理的に適当な範囲において、本ベンダー行動規範の一部と見なされるものとします。

法令遵守に関する行動規範

ジョーンズ ラング ラサールのベンダー及びその代表者は全て、当社と共に、又は当社のために活動する際には、それぞれの国において適用のある法令規則を完全に遵守して企業活動を行うものとします。ベンダーと当社との間の契約に明示されている義務に加え、全てのベンダーは以下の義務を負います。但し、ベンダーの義務は以下のものに限られません。

- 米国海外汚職行為防止法（United States Foreign Corrupt Practices Act）および英国の賄賂防止法（Bribery Act）を含む、事業を行う国における汚職防止法制を遵守し、事業を獲得又は維持するために、政府職員（国営企業の従業員を含む）に対して、その職権を不公正に使用するよう働きかける目的で、直接又は間接の不法な金員供与又はその約束を行わないこと。当社の方針は、金額を問わず「円滑化のための支払い」をしないことを定めています。
- 事業を行う法域における独占禁止・公正取引法制を完全に遵守して事業を行うこと。
- 有害物質、排気、廃棄物及び排水の製造、輸送、保管、処理及び環境への放出等に関する全ての環境法令規則を遵守すること。
- 情報のプライバシー、データ保護、及び国境を越えたデータの流れに関する、すべての法令規則を遵守すること。
- 関係当局担当者及び政府職員との協議において、正直、率直かつ誠実であること。
- ジョーンズ ラング ラサールに雇用されて遂行する事業活動に必要なライセンスや許可を全て取得すること。

事業に関する行動規範

ジョーンズ ラング ラサールのベンダー及びその代表者は、その事業活動を、誠実に、かつ当社との特定の契約に基づく義務を遵守して、行うものとします。このような義務に加え、全てのベンダーは以下の義務を負います。但し、ベンダーの義務は以下のものに限りません。

- 自社の事業活動を管理する他組織により定められた要件を含め、自社に適用される業務基準に従ってサービスを提供すること。
- 全ての事業情報を正直にかつ正確に記録及び報告し、これらの情報の完全性及び正確性に関する関連法令を遵守すること。
- 適用のある法令上及び行政規制上の要件に完全に従って、事業に関する記録を作成、維持及び破棄すること。
- ジョーンズ ラング ラサールの有形資産及び知的財産（当社により使用を許可されている場合には、当社の施設、供給品及び設備を含む）を保護し、責任を持って使用すること。
- ジョーンズ ラング ラサールから提供された情報技術及びシステム（Eメールやソーシャルメディアプラットフォームを含む）を、許諾された当社の事業に関連する目的にのみ用いること。ジョーンズ ラング ラサールは、ベンダー及びその代表者が、当社から提供された情報技術及びシステムを用いて、脅迫、嫌がらせ、暴言、性表現又はその他の不快若しくは不適當な内容を作成、保存、印刷、勧誘、送付又はこれらにアクセスすること、及び当社から提供された情報資産及びシステムを用いて、虚偽、名誉毀損又は悪意のある通信を行うことを厳に禁じます。
- ジョーンズ ラング ラサールの企業内ネットワーク並びに全てのシステム及び全ての建築物へアクセスする条件として、ジョーンズ ラング ラサールにより要求されるパスワード管理、秘密保持、セキュリティ及びプライバシー保護手続

を遵守すること。当社が保有又は賃借している設備において保存又は伝達されるデータは全て私的なものと見なされ、ジョーンズ ラング ラサールが権利を有するものとします。ジョーンズ ラング ラサールは、企業内ネットワーク及び全てのシステム（Eメールやその他のソーシャルメディアプラットフォームを含む）の使用を監視し、当社のネットワークにおいて保存又は伝達される全てのデータにアクセスすることができるものとします。

- 著作権、特許権、商標権及び営業秘密を含む、ジョーンズ ラング ラサール及び第三者の知的財産権を守ること。ソフトウェア、ハードウェア及びコンテンツの使用にあたり、関連するライセンス又は使用条件を遵守すること。
- 当社のコミュニケーション専門家からベンダー又はその代理人に対して書面により明示的に許可された場合に限り、ジョーンズ ラング ラサールを代理して、報道機関に対して発表をすること。
- ジョーンズ ラング ラサールの従業員に対して、贈り物又は饗応をする際には、適当な判断、思慮及び節度をもってすること。ベンダー及びその代表者は、当社の従業員に対して、ジョーンズ ラング ラサール企業倫理規範に違反する贈り物又は饗応を提供しないこと。いかなる場合にも、ベンダーは、ジョーンズ ラング ラサールとの取引を獲得又は維持するために、当社の従業員に対して、賄賂、キックバック、製品又はサービスとの交換取引、その他の報酬を提供してはならないものとします。
- 実際の不正が疑われる状況又は利益相反を避けること。ベンダー又はその代表者は、配偶者、同居パートナー、その他の家族又は親戚が当該ベンダーとの間に相当な経済的利害関係を有するジョーンズ ラング ラサールの従業員と、直接取引をしてはならないものとします。ジョーンズ ラング ラサールに雇用されている配偶者、同居パートナー、その他の家族又は親戚と、直接、ベンダー契約の交渉又はベンダーの義務履行を行うことも禁止します。

- ジョーンズ ラング ラサール又はその他の企業に関する情報で、一般投資家に知られておらず、株式の売買についての投資家の判断に影響を及ぼし得る重要な情報を保有しつつ、ジョーンズ ラング ラサール又はその他の企業の株式を売買し、インサイダー取引をすることを避けること。

雇用に関する行動規範

ジョーンズ ラング ラサールは、そのベンダーに対し、職場における人権及び機会均等を共に尊重することを期待しています。ジョーンズ ラング ラサールのベンダーは、雇用に当たり適用のある法令を完全に遵守することに加え、以下の義務を負います。但し、ベンダーの義務は以下のものに限りません。

- ジョーンズ ラング ラサールの職場における嫌がらせ及び違法な差別を禁止する取り組みに協力すること。私たちは文化の相違があることを認識し、これを尊重しますが、ベンダー企業が、人種、階級、出身国、宗教、年齢、障害、性別、婚姻、性的指向、労働組合への参加又は支持政党によって、採用、報酬、トレーニングの機会、昇進、解雇または退職において差別してはならないものと信じています。
- 安全で健康的な労働環境を提供し、安全及び健康に関する法令規則及び慣行を完全に遵守すること。労働環境に内在する危険の原因を最小限に抑えるよう適当な手段を講じること。ベンダーは、ジョーンズ ラング ラサールの保有、賃貸又は管理する施設において、施設の運営に関する規則及び施設に対してアクセスできる他の個人（ジョーンズ ラング ラサール、その顧客、他のベンダー、従業員又はゲスト）との交流に関する規則を全て遵守すること。
- ジョーンズ ラング ラサールの保有、賃貸又は管理する施設において、違法な薬物の使用、保有、頒布又は販売を禁止すること。

- 強制されていない労働のみを用いること。ベンダー企業またはその下請企業が、契約労働、奴隷労働又は囚人労働の形式による強制労働を用いることは禁止します。
- 労働者に対して、「保証金」又は身分証明書を雇用主に提出することを要求せず、労働者は合理的な期間の事前通知による違約金なく自由に辞職できること。
- 当地の最少労働年齢に関する法令及び基準を全て遵守し、児童労働を用いないこと。従業員は、当該地域における法定最少労働年齢又は16歳のいずれか高い年齢未満であってはならないものとします。私たちは、年少者への教育的効果を有する正当な職場における訓練制度のみを支持し、これらの制度を不正利用する者とは取引を行いません。
- 身体的懲罰又は虐待を行わないこと。身体的虐待又は懲罰、身体的虐待の脅し、性的その他の嫌がらせ、及び言葉による虐待又はその他の形式の脅しはいずれも禁止します。
- 人道的な条件で生活できる給与を支払うこと。全ての労働者は、雇用契約締結前、及び、必要に応じて雇用期間中も、賃金に関する雇用条件を、明確に書面で知ることができるものとします。懲罰として賃金から控除を行うことは許されず、国法に定められていない賃金からの控除は、労働者による明示の同意を要するものとします。全ての懲罰処分は記録しておくものとします。標準的な労働週間の賃金及び手当は、最低限法定の基準を満たさなければならないものとします。
- 労働者に対して、現地法により定められた一日の最長労働時間を越える労働を強制せず、時間外労働は任意とし、現地法令規則に従って手当を支給すること。
- 地方及び国の定める規則に従って労働者に関する記録を残すこと。
- 本ベンダー行動規範への違反の可能性を、誠実に報告した従業員（またはジョーンズ ラング ラサールのすべての従業員）に対して、報復措置をとってはけません。

自然環境維持活動

ジョーンズ ラング ラサールは、自然環境の維持およびエネルギー管理において不動産産業をリードすることを約束します。ジョーンズ ラング ラサールは、不動産開発や投資、建物の使用方法に関して顧客に適切な助言を行うことを通じ、自然環境における課題に取り組む上で、重要な役割を果たすことができます。ジョーンズ ラング ラサールの事務所では模範となる基準や自然環境の改善につながる方策の開発を目指しており、顧客の不動産においてもこの方策を用いた支援を行っていきたいと考えています。

ジョーンズ ラング ラサールは、その事業や顧客の事業が与える自然環境への影響を抑えるために、環境法令規制を遵守し、さらにその規制を上回るエネルギー消費や水の使用、廃棄物の管理に関する独自の基準を普及させることをもって、ベンダーにもこの自然環境維持の取り組みに賛同することを期待しています。ジョーンズ ラング ラサールの自然環境維持方針は、その取り組みに関する他の情報と共に、ジョーンズ ラング ラサールのウェブサイト (www.joneslanglasalle.com/csr) 上の CSR 報告書に記載されています。

ジョーンズ ラング ラサール倫理規範の遵守

ベンダーの代表者に対してジョーンズ ラング ラサール企業倫理規範を理解させ、遵守させること、及び、ベンダーが本規範または本書に定める事項に違反することとなるような状況が生じた場合に、ジョーンズ ラング ラサールの担当者（又は当社の経営陣）に対して通知することは、各ベンダーの責任です。ジョーンズ ラング ラサールのベンダーは、自らベンダー行動規範を遵守しているかどうか監視することが期待されています。ベンダーとの契約においてジョーンズ ラング ラサールが有する他の権利に加え、ジョーンズ ラング ラサールは、違法な行為や、企業倫理規範、ベンダー行動規範又は当社の規則のいずれかに違反した代表者を直ちに解任することを要求できるものとします。

顧客の行動規範の遵守

ジョーンズ ラング ラサールが顧客を代理してベンダーを雇っている場合には、ベンダーが顧客の規則、手続及び行動規範（本ベンダー行動規範よりも厳格な場合を含む）を全て遵守することを私たちは期待します。顧客の規則が本ベンダー行動規範と抵触し、抵触の結果どのようにすべきか不明な場合には、当社の担当者及び顧客と共に、相互に満足いく方法で状況を解決するように努力することが期待されています。

ビジネス継続性と危機管理

ジョーンズ ラング ラサールが雇うベンダーには、適用される全ての契約条項に従い、適切なビジネス継続性計画を導入して、自然災害、機器の誤作動、停電、テロ行為など、何らかの事業運営危機があった場合でも合理的な程度のサービスを提供できるようにすることが求められます。ベンダーは、ジョーンズ ラング ラサールの要請に応じて、自社のビジネス継続性計画について十分な詳細内容を開示することとします。

サービスプロバイダーの内部監査及び運用の有効性に対する監査

ジョーンズ ラング ラサールが雇うベンダーには、適用される全ての契約条項に従い、サービス組織として実施した内部監査や運用の有効性に対する監査報告書（以前は SAS 70/FRAG 21/94 と呼ばれていた SSAE 16/ISAE 3402、又は類似の報告書）のコピーを、当社の要請に応じて提示することが求められます。また、当社は通常、ベンダーに対して、ベンダー行動規範の遵守に関する情報提供の合理的な要請に回答することも求めています。

調査への協力

ジョーンズ ラング ラサール又はベンダーの従業員により不適切又は非倫理的な行動があったとする申し立てがあり、その申し立てにジョーンズ ラング ラサールが関与して、当社又はベンダーが調査を実施する場合、ジョーンズ ラング ラサールが雇うベンダーは調査に協力することが求められます。

第三者への権利付与はなされないこと

本ベンダー行動規範は、第三者受益権を含む、いかなる第三者への権利も付与せず、また、付与されるものと見なされないものとします。例えば、ベンダーの従業員は本ベンダー行動規範に基づいて当社に対して権利を有することはなく、また、ベンダーの従業員が本ベンダー行動規範の条項を適用するよう当社に要求することはできず、このような行為については、当社が決定する完全な裁量を有するものとします。

疑わしい行為又は違反の可能性の報告

本ベンダー行動規範について疑わしい行為又は違反の可能性がある場合には、ジョーンズ ラング ラサールは様々なサポートを提供しています。当社の担当者と事業慣行又は規則遵守に関する問題点を解決することを奨励しています。しかし、このような方法が不可能又は不適當な場合があることを、ジョーンズ ラング ラサールは理解しております。そのような場合には、以下の連絡先に連絡して下さい。

1. ジョーンズ ラング ラサール グローバル倫理ホットラインは、1-877-540-5066 へ。ホットラインは独立した第三者によって運営されており、24 時間昼夜を問わず利用可能で、全ての代表的な言語を話す担当者が待機しています。ホットライン又はウェブサイト寄せられた報告は、当社のジョーンズ ラング ラサールのグローバル ジェネラル カウンセル（そのコピーはデピュティ グローバル ジェネラル カウンセル）へ通知され、さらに調査がなされます。

2. ジョーンズ ラング ラサール倫理担当役員へメールを送る場合には、
Ethics.Officers@jll.comへ。
3. グローバル ジェネラル カウンセル及び主席倫理担当役員へ手紙を送る場合には、Jones Lang LaSalle Incorporated, 200 East Randolph Drive, Chicago, Illinois USA 60601 へ。

ジョーンズ ラング ラサールは、誠実にアドバイスを求め、又は疑わしい行為若しくは違反の可能性を報告した個人に対して、いかなる報復措置がなされることも許容しません。

この重要な規則を遵守されることに感謝申し上げ、全てのベンダーと最高の倫理的活動に基づいた相互に恩恵のある関係を築けることを願っております。